

遺伝子組み換え表示制度にはこんな問題が

●ほとんどの植物油（コーン、大豆、なたね＝キャノーラ、綿実を原料とするもの）にも、糖類にも表示がありません⇒組み換えられたDNAやそれによって生成したタンパク質が含まれない食品には表示義務がないため

●調味料やお菓子などほとんどの加工食品に遺伝子組み換え作物の原料が使われているのに表示がありません⇒原材料の上位3品目以外には表示義務がないため

●遺伝子組み換えの原料が混じっていても5%以下なら表示義務がありません⇒意図しない混入なら5%まで認められているため

わかりにくく消費者を誤解させる現状の表示制度をぜひこの機会に改めてもらいましょう！メッセージを書き添え、イラストに色を塗ってください！

遺伝子組換え表示制度に関する検討会

座長 湯川剛一郎様

消費者には、食品にどのような遺伝子組み換え原料が使われているかを知って選ぶ権利があります。「消費者の権利」を保障する食品表示制度を求めます。



- すべての食品を遺伝子組み換え表示の対象としてください。
- 意図せざる混入率を0.9%未満としてください。

メッセージ

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン

消費者及び食品安全担当大臣 江崎 鐵磨様

消費者には、食品にどのような遺伝子組み換え原料が使われているかを知って選ぶ権利があります。「消費者の権利」を保障する食品表示制度を求めます。



- すべての食品を遺伝子組み換え表示の対象としてください。
- 意図せざる混入率を0.9%未満としてください。

メッセージ

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン

消費者庁長官 岡村 和美様

消費者には、食品にどのような遺伝子組み換え原料が使われているかを知って選ぶ権利があります。「消費者の権利」を保障する食品表示制度を求めます。



- すべての食品を遺伝子組み換え表示の対象としてください。
- 意図せざる混入率を0.9%未満としてください。

メッセージ

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン